

○個人情報の開示の実施の方法及び手数料の額について

[平成17年3月30日付]

[16農畜機第5436号-4]

改正 平成28年11月1日付28農畜機第3790号

改正 平成29年6月30日付29農畜機第1984号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第24条及び第26条の規定に基づき、機構の保有する個人情報（法第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の開示の実施の方法及び手数料の額について、以下のとおり定めるものとする。

（個人情報の開示の実施の方法）

第1条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

（1） 文書又は図画（次号及び第3号に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）

（2） 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

（3） スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

（1） 文書又は図画（次号及び第3号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、複写機により複写したA3判以下の大きさの用紙を貼り合わせたもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

（2） 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

（3） スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録の開示の方法は、それぞれ次の当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
- (手数料の額等)

第2条 手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイル（独立行政法人農畜産業振興機構法人文書管理

規程（平成23年3月31日付け22農畜機第5260号-1）第2条第2項に規定する法人文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の法人文書

- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料は、現金、機構の指定する口座への振込又は郵便為替の送付のいずれかの方法により納付しなければならない。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、機構の指定する口座への振込又は郵便切手若しくは郵便為替の送付のいずれかの方法により納付しなければならない。

附 則（平成17年3月30日付16農畜機第5436号-4）
この定めは、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日付28農畜機第3790号）
この定めは、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日付28農畜機第3790号）
この定めは、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日付29農畜機第1984号）
この定めは、平成29年6月30日から施行する。